平成２５年（フ）第１９４号
秋田県由利本荘市滝字湯の沢30番地
破産者　有限会社滝温泉
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６７号
秋田市山王５丁目９番11号　山王ガーデンビル２階、商業登記記録上の本店所在地秋田市山王５丁目９番11号　マルエイ山王ビル２階
破産者　株式会社アグリ技研
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１号
さいたま市浦和区木崎２丁目27番18号グランドール101号
破産者　株式会社三好商会
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
滋賀県東近江市大森町1182番地の３
破産者　株式会社武久建設
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１３３号
沖縄県うるま市字宮里202番地の１
破産者　進建興業株式会社
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第３５９号
東京都町田市小山町1618番地26
破産者　長澤　直勝
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８７号
松江市東津田町858番地１
破産者　株式会社つばき代行
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８３号
岡山市南区片岡888番地13
破産者　丸山　大樹
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９１号
岡山県倉敷市児島赤崎１丁目16番13号、旧住所岡山県倉敷市児島小川９丁目７番31号（タウンホームニシハラ５－102号室）
破産者　藤本　光男
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３５号
大分県由布市湯布院町川上3079番地４　コーポ工藤１号
破産者　宇都宮敬三
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第６９６１号
千葉県市川市相之川２丁目５－８　（ＴＯＨＴＯゲストハウス南行徳管理人室）
破産者　金子　時夫
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８４６号
東京都北区滝野川６丁目９番１号
破産者　株式会社二葉屋塗料店
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５０４号
東京都墨田区向島２丁目21－10－1506、開始決定時の住所東京都葛飾区西亀有２丁目57－８
破産者　深井　　勇
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６８３号
千葉県船橋市芝山２丁目５－６－701、開始決定時の住所千葉県船橋市市場３丁目16－１－403
破産者　香坂　貞一
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７４９号
東京都中野区大和町２丁目22－３
破産者　坪井　信幸
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８９２号
東京都江東区牡丹３丁目29－５　山口方301
破産者　佐藤　和稔
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８４６号
東京都墨田区立花４丁目26－18
破産者　大野　一男
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９９８号
東京都足立区椿２丁目23－６－302
破産者　長井　紀昭
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２号
神奈川県藤沢市藤沢917－１－201
破産者　千坂　清美
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９４号
埼玉県川口市安行領根岸3180　イオンモール川口３Ｆ301区画、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区綾瀬２丁目18番10号
破産者　株式会社カルチャープラス
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部